

# 東海大学紀要海洋学部投稿規則

2003年4月24日 紀要委員会制定

本規則は「東海大学紀要海洋学部編集規定」に従う細則である。紀要への投稿希望者は本「投稿規則」とともに「東海大学紀要海洋学部編集規定」に従うものとする。

## 1. 投稿資格

「海の学術と文化の発展，および海洋学部の教育に貢献する」著作の投稿を希望する海洋学部関係者であること。ただし，海洋学部教員の紹介による者の投稿も可とされる。

## 2. 投稿原稿の条件

「東海大学紀要海洋学部」に投稿する原稿は以下の各項を満たすものとする。

- 1) 海の学術と文化の発展および海洋学部の教育に貢献するものであること。
- 2) 未発表のものであること。
- 3) 研究論文，技術報告，短報，総説（編集規定の付記1を参照），および紀要委員会が認めたもののいずれかであること。
- 4) 別途定める「原稿作成要領」に従ったものであること。

## 3. 原稿の提出

投稿希望者は原稿を本「投稿規則」および「原稿作成要領」に従って作成し，正本1部，コピー1部に「紀要投稿申し込み票」を添えて，紀要委員会事務局に随時提出する。

## 4. 原稿の修正

投稿者は，紀要委員会による審査結果に従って，指定された期間内に原稿を修正し，修正前原稿，修正原稿1部（なおコピー1部を投稿者の手元に保存しておくこと）および修正票1部を事務局に提出する。

## 5. 原稿の掲載の可否

「紀要編集規定」に従って，紀要委員会が掲載の可否を決定する。

## 6. 印刷原稿の校正

2校までを筆頭著者が行い，原則として第3校以後は紀要委員会が行う。校正時における本文，図表などの変更は認められない。